



HASCO JAPAN CO., LTD.

As agent of Emirates Shipping Line FZE

令和 6 年 8 月吉日

ケニア向け輸入貨物における Advance Cargo Declaration (ACD) 義務化について

平素より大変お世話になっております。

ケニア歳入庁（Kenya Revenue Authority : KRA）は、ケニア港向けのコンテナ輸入貨物を対象として、新たな Advance Cargo Declaration（ACD：事前貨物申告）制度を導入することを発表いたしました。

本制度は 2026 年 8 月 3 日より適用開始となり、ケニア向けコンテナ貨物については、荷送人は船積み前に ACD Reference Code を取得し、その番号を船荷証券（Bill of Lading）へ記載することが義務付けられます。

【対象貨物】

ケニア港向けのすべてのコンテナ輸入貨物

【お客様にて必要となる手続き】

KRA の ACD 専用ポータル ([Kenya Revenue Authority - Customs and Border Control](#)) より、以下の手続きをお願いいたします。

1. 登録

- KRA ACD ポータルへアカウント登録

2. 書類提出

- 以下の必要書類をアップロードし、Draft ACD を取得

必要書類：

- ・Draft Bill of Lading（ドラフト B/L）
- ・Commercial Invoice（商業送り状）
- ・Freight Invoice（運賃請求書）
- ・Export Declaration（輸出申告書）

3. 承認手続き

- 所定の費用を支払い、最終承認済み ACD Certificate を取得

4. B/Lへの記載

- 取得した15桁のACD Reference CodeをFinal Bill of Ladingへ記載

【ご注意事項】

ACD Reference Code が取得されていない、または B/L へ正しく記載されていない場合、ケニア税関による通関遅延や罰金等の対象となる可能性があります。

ケニア向け貨物をご予定のお客様は、船積み前に十分な余裕をもって ACD 取得手続きを進めていただきますようお願いいたします。

何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明点、ご質問等がございましたら営業・カスタマーサービスまでお問い合わせください。

以上